

## 第4章

# その他 (CM等について)

その他の重要事項を説明しています。最後までお読みください。

正しく理解  
してネ！



## 広告利用の場合は、次の点にご注意ください。

- (1) イラストと実写写真の取り扱いについて  
市が提供するイラストも、個人で撮影された写真も、利用する場合は、原則として申請が必要です。ただし、個人で撮影された写真を不特定の方が対象でなく、個人で楽しむ範囲であれば申請の必要はありません。（例えば、個人のブログに掲載したりする場合。）
- (2) 許諾を受けた商品の、写真での使用について  
許諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「許諾番号」を記入していただくようお願いしております。  
特に、テレビCMにおける動画、アニメーションなどについては、東温市の紹介として使う場合などに限り認める場合がありますが、「いのとん」は、“公務員”のため個別商品の応援をすることはできません。画面のデザインやナレーションについては、事前にご相談ください。
- (3) 新聞・雑誌への実写の写真掲載について  
新聞・雑誌について、実写の写真のみをイベント内容の周知など広報の目的で載せる場合は申請不要ですが、販売促進、誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。

## 「いのとん」の歌・マンガ・アニメーションについて

---

「いのとん」については、原則、東温市の施策に活用するもので、歌やアニメーションなど、様々な設定や性格付けが生じる可能性があるものは、個人で楽しむ場合を除き、利用を認めていません。

個人で楽しむ範囲でネ！



## 海外で食品、商品を販売する場合について

---

海外において、食品・商品を販売する場合には、個別の判断としておりますので、事前にご相談ください。

不明な点はお問い合わせヲ！





**東温市産業建設部 産業創出課 商工観光係**  
**〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1**  
**TEL:089-964-4414 FAX:089-964-4447**